

## 有田市就農啓発パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本事業は、有田みかんの栽培方法のひとつである石積み階段園みかんシステムが世界農業遺産に認定されたことを受けて、その歴史と農家が持つ誇りやプライドを効果的に発信することで、次世代を担う新規就農者の獲得を目指すものです。有田市で農業に携わることの誇りやプライドが魅力的に伝わるパンフレット及びポスターの作成に関し、企画立案力等に優れた事業者を選定するため、本要領に基づきプロポーザルを行います。

本要領は、本業務を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

就農啓発パンフレット作成業務委託

#### (2) 業務内容

400年以上農家の手によって受け継がれてきた石積み階段園みかんシステムが世界農業遺産に認定されたことを受け、その歴史と農家の誇りやプライドが魅力的に伝わり、新規就農者獲得につながるパンフレット及びポスターを作成するものとし、そのための企画、取材、デザイン、編集、印刷に係る業務を行います。

##### ア. パンフレット制作

- ・有田市における農業の紹介
- ・農業に従事している人の体験談やライフスタイルの紹介  
(農業従事者の想いを伝えるなど、人が主役となった内容とします。)
- ・支援制度の紹介
- ・新規就農者確保のための有益な情報など

##### イ. ポスター制作

- ・農業の魅力と誇りが伝わる、インパクトのあるデザインでのポスター制作
- ・市内外の公共施設やイベント会場等での掲示を想定した視認性の高いもの

##### ウ. 成果品の規格

- ・パンフレットは、A4サイズで16ページ程度とします。
- ・ポスターは、A1サイズで表面のみとします。
- ・パンフレットの数量は、1,000部とします。
- ・ポスターの数量は100部とします。

- ・WEB掲載用データ（PDFデータなど）
- ・完成データの原稿はイラストレーター、掲載写真についてはJPEGで納品するものとします。
- ・作成した印刷物及びデータ（作成にあたり生じた編集データを含む。）の著作権は、すべて有田市に帰属するものとする。

(3) 履行期間

契約締結日翌日～令和9年3月31日

(4) 事業規模（上限額）

3,135,000円（消費税込）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 法人の場合は法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託しない者であること。

4. 実施手順

公募から受託候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 日 等
実施要領の公表	令和8年6月23日（火）から市ホームページにて公開します。
質問受付期間	令和8年6月30日（火）午後5時まで。
質問回答	令和8年7月3日（金）まで。
参加申込受付	令和8年7月8日（水）午後5時まで。
企画提案書等の提出期限	令和8年7月15日（水）午後5時まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和8年7月23日（木）頃
第二次審査	令和8年7月下旬

(プレゼンテーション・ 質疑応答)	場所：有田市役所会議室 ※日時は別途連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等 を行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクターを用意します。
受託候補者選定結果の通知	受託候補者選定の結果は、令和8年8月上旬まで に通知します。

## 5. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付方法

ロゴフォーム（下記の URL）に質問内容を入力の上提出してください。

URL：<https://logoform.jp/form/GigN/1618597>

### (2) 質問の受付先

「11 担当課」に同じ。

### (3) 質問の受付期間

令和8年6月30日（火）午後5時まで（必着）

### (4) 質問の回答方法

令和8年7月3日（金）までに、有田市公式ホームページ上で回答します。

## 6. 参加申込書の提出

### (1) 提出物

- ① 会社概要書（任意様式）
- ② 業務実績調書（任意様式）
- ③ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ④ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類
- ⑤ 参加資格に関する誓約書（様式第1号）

### (2) 提出方法

ロゴフォーム（下記の URL）に必要情報を入力し、上記の提出物を添付して提出してください。

URL：<https://logoform.jp/form/GigN/1618836>

※提出形式は PDF とし、各 10MB 以内としてください。

### (3) 提出先

「11 担当課」に同じ。

(4) 参加申込の受付期間

令和8年7月8日(水)午後5時まで(必着)

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

担当課へ持参又は郵送(書留郵便に限る)

※郵送の場合は、表面に「有田市就農啓発パンフレット作成業務委託企画提案書類在中」と朱書きしてください。

※製本1部と**副本7部**をそれぞれ製本(A4縦長ファイルに綴じる)し、提出してください。

(2) 提出先

「11 担当課」に同じ。

(3) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時 必着

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(4) 留意事項

ア. 「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。

なお、「企画提案書」については、概ね20ページ(パワーポイントの場合、20スライド)以内としてください。

イ. 各様式は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3サイズ等の場合は、Z折りにし、A4サイズ縦長の形式で提出願います。)

なお、項目ごとにインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じてください。

8. 受託候補者の選定手順

有田市就農啓発パンフレット作成業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、受託候補者を選定します。

(1) 評価基準

ア. 提出書類に対する評価基準

評価項目	評価の内容
基本方針	・業務目的への理解度 ・企画コンセプトの妥当性
業務遂行体制	・制作チームの組織体制と人員配置 ・取材・撮影における有田市との協力体制

業務・専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット・ポスター作成業務又は類似業務の実績</li> <li>・関連するデザイン・編集等のノウハウ</li> </ul>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履行スケジュールの現実性</li> </ul>
書類の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の不備の有無・正確性</li> </ul>

#### イ. 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
企画提案の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセプトの独自性と魅力</li> <li>・ターゲット層への訴求力と構成の工夫</li> </ul>
業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性・経験</li> <li>・スケジュール管理と履行の確実性</li> </ul>
実施実績・理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有田市の地域の特性や農業への理解</li> <li>・類似業務等の実績</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の妥当性</li> <li>・経費配分の合理性</li> </ul>
プレゼンテーション 質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の説得力・熱意</li> </ul>

#### (2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

##### ア. 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考します。

第一次審査の結果は、令和8年7月23日（木）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

##### イ. 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途通知します。

また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としません。プレゼンテーションの時間は、説明 15 分、質疑（ヒアリング） 10 分の計 25 分を予定していますが、参加申込数により変更する場合があります。

(3) 受託候補者選定結果通知

令和8年8月上旬までに、第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。

9. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10. その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、有田市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (5) 契約の締結にあつては、市指定の標準契約書を使用します。
- (6) 本プロポーザルにより選定された受託候補者が市と契約を締結する場合には、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を必要とします。
- (7) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合には、速やかに、「11 担当課」の担当者に連絡をしてください。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託候補者が、「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (9) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として有田市に帰属することになります。
- (10) 成果品は、有田市の判断で二次利用ができるものとします。
- (11) 成果品は、他者の肖像権、著作権等を侵すものであってはなりません。
- (12) 事業の実施にあつては、個人情報の取扱いについて十分注意する必要があります。特に事業に参加した者の個人情報を当事者の了承を得ないで本事業以外で利用したり、第三者に提供してはなりません。

11. 担当課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地  
有田市経済部有田みかん課みかん農政係

担当者 上野山

電話 0737-22-3635 (直通)

FAX 0737-83-3108

E-Mail [aridamikan@city.arida.lg.jp](mailto:aridamikan@city.arida.lg.jp)